

八潮市多文化共生推進プラン 令和5年度実施状況調査票

施策の柱1 学習支援と円滑なコミュニケーション

1. 日本語学習の支援

(1) 日本語の学習機会の提供

担当課	施策1	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
市民協働推進課	1-(1)-1	日本語教室の開催情報の提供	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報等を市ホームページなどで周知します。	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報等を市ホームページなどで周知しました。	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報等を市ホームページなどで周知します。	見出しにルビを振ることができない等、ホームページ機能上の制約があります。
市民協働推進課	1-(1)-2	日本語教室等への支援	ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します。	日本語教室等運営助成金を交付するほか、教材等の貸与や日本語教室を開催する施設の確保など、支援を行いました。(日本語教室等運営助成金交付:3団体)	日本語教室等運営助成金を交付するほか、教材等の貸与や日本語教室を開催する施設の確保など、支援を行います。	外国人市民数の増加にともない、ボランティアの養成・確保を行う必要があります。
指導課	1-(1)-3	日本語指導の加配教員による日本語指導及び生活習慣指導	児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導教員の配置に努めます。	令和5年度は市内小・中学校に計4名の日本語指導教員を配置しました。	児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、今後も日本語指導教員の配置に努めます。	加配教員の充実を図るため、引き続き、埼玉県へ配置の申請を行っていきます。
社会教育課 指導課 教育総務課	1-(1)-4	図書館の多文化共生資料の充実	市立図書館や小・中学校の図書室に、日本語学習に関する資料や外国語の書籍等を設置し多文化共生意識の醸成に努めます。	・八幡図書館、八条図書館にて、6月に「世界の絶景」、11月に「ファッション」と題して、外国の風景や文化を紹介する資料の展示を行いました。(社会教育課) ・小・中学校の図書室に、国際理解教育に関する資料や外国語の書籍等を設置し、多文化共生意識の醸成に努めました。(指導課)	・八幡図書館では、10月に「世界の料理」について特集展示を行い、八条図書館では、10月または11月に外国の文化や文学にまつわる特集展示を行います。(社会教育課) ・小・中学校の図書室に、国際理解教育に関する資料や外国語の書籍等を設置し、多文化共生意識の醸成に努めます。(小中一貫教育指導課)	・学校図書が充実が図れるよう、各学校の要望に応じた予算要求を行っていく必要があります。(教育総務課)

(2) 日本語学習支援者の確保・育成

再掲

担当課	施策1	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
市民協働推進課	1-(2)-1	日本語教室等への支援	ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します。	日本語教室等運営助成金を交付するほか、教材等の貸与や日本語教室を開催する施設の確保など、支援を行いました。(日本語教室等運営助成金交付:3団体)	日本語教室等運営助成金を交付するほか、教材等の貸与や日本語教室を開催する施設の確保など、支援を行います。	外国人市民数の増加にともない、ボランティアの養成・確保を行う必要があります。
市民協働推進課	1-(2)-2	日本語ボランティア養成講座の開催	日本語教室でボランティア活動をしている市民や日本語学習をサポートする人材を養成するため、指導方法などを教える講座を開催します。	日本語ボランティア養成講座を開催し、人材の発掘・養成を行いました。(全4回、延べ参加者数:57名)	・日本語ボランティア団体の発足及び活動を支援します。 ・日本語ボランティア養成講座を開催し、人材の発掘・養成を行います。	受講者を実際のボランティア活動につなげていく必要があります。
市民協働推進課	1-(2)-3	多文化共生及び母語保持を推進するキーパーソンの養成	地域や日本人市民と外国人市民をつなぐ人材や外国人児童生徒の母語保持をサポートできる人材の養成に努めます。	埼玉県多文化共生キーパーソンの制度周知を図りました。(八潮市からの委嘱者:4名)	埼玉県多文化共生キーパーソンの制度周知を図ります。	埼玉県多文化共生キーパーソンとしての役割を担う人材のほか、地域や日本人市民と外国人市民とをつなぐ人材(外国人市民)を発掘する必要があります。
市民協働推進課 指導課 関係団体	1-(2)-4	日本語教育及び指導にかかる資料の整備	日本語教育や日本語指導にかかる資料をまとめ、日本語学習支援者が活用しやすいよう整備します。	・日本語ボランティア団体に対し、「日本語文法ハンドブック」など日本語学習支援のためのテキストを貸与しました。(市民協働推進課) ・令和5年度は、日本語指導連絡会を1回開催し、日本語指導の現状や今後の在り方について情報共有を図りました。また、各学校における日本語指導の充実を図るため、参考資料を各学校に提供しました。(指導課)	・日本語ボランティア団体に対し、「日本語文法ハンドブック」など日本語学習支援のためのテキストを貸与します。(市民協働推進課) ・日本語指導連絡協議会等を開催し、実践した内容や資料等について情報共有を図り、今後、日本語指導教員の指導力向上を図ります。(小中一貫教育指導課)	団体のニーズを調査し、より使いやすい教材を提供していく必要があります。(市民協働推進課)

2. 行政・生活情報の提供

(1) やさしい日本語や多言語での情報提供

担当課	施策1	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
秘書広報課	2-(1)-1	市ホームページの多言語による情報提供	自動翻訳サービスを活用し多言語による情報提供を行います。	自動翻訳サービスを活用し多言語による情報提供を行いました。	自動翻訳サービスを活用し多言語による情報提供を行います。	
公共施設整備課 関係課	2-(1)-2	庁舎や公共施設等の案内板の多言語化	庁舎や公共施設等の案内板の多言語化を促進します。	・新庁舎の案内板について多言語表示の内容について検討を行い、案内板を設置した。(公共施設整備課)	・今後整備予定の新庁舎北側駐車場等について、庁舎内同様に案内板の多言語化の検討、設置を行う。(公共施設整備課)	
市民協働推進課 関係課	2-(1)-3	市政情報等の多言語化	イベントや市政情報、各課の発行物の多言語化を図ります。	・多文化共生推進プランの概要版を英語、ベトナム語で作成し周知を行いました。(市民協働推進課)	・関係各課と連携し市政情報等の多言語化に努めます。(市民協働推進課)	
市民協働推進課 関係課	2-(1)-4	多言語情報コーナーの設置	やさしい日本語や多言語で作成された資料を集約し、情報の一元化を図ります。	・市役所1階の840情報コーナー内に多言語情報ラックを設置し、町会加入案内やハザードマップなど多言語資料を集約しました。(市民協働推進課)	・市役所1階の840情報コーナー内に設置した多言語情報ラックに集約する多言語資料の充実を図ります。(市民協働推進課)	
市民協働推進課	2-(1)-5	情報提供ガイドラインの策定	市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供するための庁内ガイドラインを作成します。	先進自治体等を参考に庁内ガイドラインの内容について検討を行いました。	市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供するための庁内ガイドラインを作成します。	
市民協働推進課	2-(1)-6	多言語サポーター等の募集・活用	市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します。	多言語サポーターの募集・活用を行いました。(3月末時点登録者：44名、依頼実績：5件)	市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します。	依頼があってもマッチングに至らない場合があるため、通訳・翻訳の需要が高い言語のサポーターを増やす必要があります。
市民協働推進課 関係課	2-(1)-7	多言語による「くらしのガイド」の作成	保健や福祉、防災など、くらしに役立つ情報をまとめた「くらしのガイド」を作成します。	・『外国人市民のためのくらしのガイドブック』を英語・中国語・ベトナム語で作成し、周知しました。(市民協働推進課)	・『外国人市民のためのくらしのガイドブック』の周知・活用を図ります。(市民協働推進課)	・英語・中国語・ベトナム語以外の言語への対応について、検討する必要があります。(市民協働推進課)

担当課	施策1	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
社会福祉課 健康増進課 国保年金課 子育て支援課 子ども家庭支援課 関係課	2-(1)-8	保健・福祉・子育て等関連情報の提供	保健や福祉、子育て支援制度等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金に関する多言語によるチラシを希望者へ配付しました。また、生活保護制度に関するふりがながふられた保護のしおりを配付しました。（社会福祉課） ・保健や福祉、子育て支援制度等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や翻訳機を使用し多言語による情報提供に努めました。（健康増進課・子育て支援課・子ども家庭支援課） ・「国民健康保険の概要」の英語表記のリーフレットを窓口で必要な際に配布しました。（国保年金課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金に関する多言語によるチラシを希望者へ配付します。また、生活保護制度に関するふりがながふられた保護のしおりを配付します。（社会福祉課） ・保健や福祉等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めます。（健康増進課・子育て支援課・子ども家庭支援課） ・「国民健康保険の概要」の英語表記のリーフレットを窓口で必要な際に配布します。（国保年金課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳機だけでは、情報の詳細が伝わりにくいことがあります。（健康増進課・子ども家庭支援課） ・情報提供したものが、きちんと伝わっているかを確認することが困難です。（子育て支援課）
教育総務課 学務課	2-(1)-9	就学にかかる資料の多言語化	各種申請書類など就学にかかる資料の多言語化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助のお知らせについて、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ウルドゥー語に加え、ウクライナ語を作成し、資料の多言語化を図りました。（教育総務課） ・自動翻訳機を活用して多言語に対応しました。（学務課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助のお知らせについて、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ウルドゥー語、ウクライナ語に加え、今後も社会情勢に注視し、必要に応じて他の言語の資料の作成に努めます。（教育総務課） ・自動翻訳機を活用して多言語に対応します。（学務課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供したものが、正確に伝わっているかを確認することが困難です。（教育総務課） ・伝えたい内容について、自動翻訳機が正確に翻訳しているかを確認することが困難です。（学務課）

(2) やさしい日本語の普及

再掲

担当課	施策1	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
市民協働推進課	2-(2)-1	情報提供ガイドラインの策定	市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供するための庁内ガイドラインを作成します。	先進自治体等を参考に庁内ガイドラインの内容について検討を行いました。	市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供するための庁内ガイドラインを作成します。	
市民協働推進課	2-(2)-2	やさしい日本語講座の開催	市職員等を対象にやさしい日本語を学ぶための講座を開催するなど、やさしい日本語の普及に努めます。	職員向けやさしい日本語講座を開催し、窓口等での対応技術の向上を図りました。(受講者: 13名)	職員向けやさしい日本語講座を開催し、やさしい日本語の普及を図ります。	

施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

1. 相談体制の充実

(1) 相談の実施と周知

担当課	施策2	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
市民協働推進課 障がい福祉課 企画経営課 関係課	1-(1)-1	相談体制の充実	外国人市民からの相談に対応できる相談体制の充実を図るとともに、窓口等で活用できる通訳・翻訳システムの導入に向けた検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動翻訳機（ポケットークS）を8台導入し、市民課や納税課など外国人市民の相談が多い課へ貸与するなど窓口での活用を図りました。（市民協働推進課） ・聴覚障がい者の方をはじめ、日本語が不慣れな外国人の方とも円滑にコミュニケーションを図るため、タブレット端末を利用した遠隔手話多言語通訳サービス「みえる通訳」を導入し窓口での活用を図りました。（障がい福祉課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動翻訳機（ポケットークS）を継続して使用できるよう使用期間を2年更新し、市民課や納税課など外国人市民の相談が多い課へ貸与するなど窓口での活用を図ります。（市民協働推進課） ・タブレット端末を利用した遠隔手話多言語通訳サービス「みえる通訳」を導入し窓口での活用を図ります。（障がい福祉課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動翻訳機（ポケットークS）の利用実績等を調査し導入効果を検証する必要があります。（市民協働推進課）
再掲 市民協働推進課	1-(1)-2	多言語サポーター等の募集・活用	市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します。	多言語サポーターの募集・活用を行いました。（3月末時点登録者：44名、依頼実績：5件）	市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します。	依頼があってもマッチングに至らない場合があるため、通訳・翻訳の需要が高い言語のサポーターを増やす必要があります。
再掲 市民協働推進課	1-(1)-3	多文化共生及び母語保持を推進するキーパーソンの養成	地域や日本人市民と外国人市民をつなぐ人材や外国人児童生徒の母語保持をサポートできる人材の養成に努めます。	埼玉県多文化共生キーパーソンの制度周知を図りました。（八潮市からの委嘱者：4名）	埼玉県多文化共生キーパーソンの制度周知を図ります。	埼玉県多文化共生キーパーソンとしての役割を担う人材のほか、地域や日本人市民と外国人市民をつなぐ人材（外国人市民）を発掘する必要があります。
子ども家庭支援課	1-(1)-4	母子保健訪問事業の実施	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します。	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、必要に応じ翻訳機を使用し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供しました。	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します。	翻訳機では詳細が伝わりづらいこともあります。
市民協働推進課 健康増進課 関係課	1-(1)-5	県や関係機関との連携	「外国人総合相談センター埼玉」など、県の外国人相談窓口や関係機関と連携し、適切な情報の提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人総合相談センター埼玉」のチラシを窓口へ設置し、周知を図りました。（市民協働推進課） ・『悩みを相談できる窓口案内』に、外国人市民の方向けの相談窓口を掲載し、職員・各相談員に配布して窓口対応の向上を図りました。（健康増進課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人総合相談センター埼玉」のチラシを窓口へ設置し、周知を図ります。（市民協働推進課） ・『悩みを相談できる窓口案内』に、外国人市民の方向けの相談窓口を掲載し、職員・各相談員に配布して窓口対応の向上を図ります。（健康増進課） 	

2. 生活基盤の充実

(1) 暮らしの支援

担当課	施策2	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
建設管理課	2-(1)-1	公営住宅等についての情報提供	市営住宅・県営住宅並びに住宅セーフティネットに基づく住居についての情報提供を行います。	市営住宅・県営住宅について、窓口での周知を行いました。	・市営住宅は、窓口での周知、募集時に広報・ホームページ・840メール・公共施設へのポスター掲示での周知を行います。 ・県営住宅は、窓口での周知を行います。	
市民協働推進課 関係課	2-(1)-2	地域活動への参加促進	外国人市民の町会・自治会活動や、市等が開催するイベントなどへの参加を促進します。	・外国人市民による地域活動への参加を促進するため、多言語による啓発チラシを作成しました。（市民協働推進課）	・啓発チラシを活用し、外国人市民の地域活動への参加促進を図ります。（市民協働推進課）	
環境リサイクル課	2-(1)-3	生活にかかる資料の多言語化	ごみカレンダーやごみの分別表を多言語で作成し周知します。	ごみカレンダーを英語、中国語、ベトナム語の3言語で作成し周知しました。	ごみカレンダーを英語、中国語、ベトナム語の3言語で作成し周知します。	
再掲 社会福祉課 健康増進課 国保年金課 子育て支援課 子ども家庭支援課 関係課	2-(1)-4	保健・福祉・子育て等関連情報の提供	保健や福祉、子育て支援制度等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めます。	・住居確保給付金に関する多言語によるチラシを希望者へ配付しました。また、生活保護制度に関するふりがながふられた保護のしおりを配付しました。（社会福祉課） ・保健や福祉、子育て支援制度等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や翻訳機を使用し多言語による情報提供に努めました。（健康増進課・子育て支援課・子ども家庭支援課） ・「国民健康保険の概要」の英語表記のリーフレットを窓口で必要な際に配布しました。（国保年金課）	・住居確保給付金に関する多言語によるチラシを希望者へ配付します。また、生活保護制度に関するふりがながふられた保護のしおりを配付します。（社会福祉課） ・保健や福祉等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めます。（健康増進課・子育て支援課・子ども家庭支援課） ・「国民健康保険の概要」の英語表記のリーフレットを窓口で必要な際に配布します。（国保年金課）	・翻訳機だけでは、情報の詳細が伝わりにくいことがあります。（健康増進課・子ども家庭支援課） ・情報提供したものが、きちんと伝わっているかを確認することが困難です。（子育て支援課）
再掲 子ども家庭支援課	2-(1)-5	母子保健訪問事業の実施	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します。	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、必要に応じ翻訳機を使用し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供しました。	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します。	翻訳機では詳細が伝わりづらいこともあります。

(2) 教育の支援

	担当課	施策2	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
再掲	指導課	2-(2)-1	日本語指導の加配教員による日本語指導及び生活習慣指導	児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導教員の配置に努めます。	令和5年度は市内小・中学校に計4名の日本語指導教員を配置しました。	児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、今後も日本語指導教員の配置に努めます。	加配教員の充実を図るため、引き続き、埼玉県へ配置の申請を行っていきます。
再掲	教育総務課 学務課	2-(2)-2	就学にかかる資料の多言語化	各種申請書類など就学にかかる資料の多言語化を図ります。	・就学援助のお知らせについて、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ウルドゥー語に加え、ウクライナ語を作成し、資料の多言語化を図りました。(教育総務課) ・自動翻訳機を活用して多言語に対応しました。(学務課)	・就学援助のお知らせについて、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ウルドゥー語、ウクライナ語に加え、今後も社会情勢に注視し、必要に応じて他の言語の資料の作成に努めます。(教育総務課) ・自動翻訳機を活用して多言語に対応します。(学務課)	・情報提供したものが、正確に伝わっているかを確認することが困難です。(教育総務課) ・伝えたい内容について、自動翻訳機が正確に翻訳しているか確認することが困難です。(学務課)
再掲	市民協働推進課 指導課 関係課	2-(2)-3	日本語教育及び指導にかかる資料の整備	日本語教育や日本語指導にかかる資料をまとめ、日本語学習支援者が活用しやすいよう整備します。	・日本語ボランティア団体に対し、「日本語文法ハンドブック」など日本語学習支援のためのテキストを貸与しました。(市民協働推進課) ・令和5年度は、日本語指導連絡会を1回開催し、日本語指導の現状や今後の在り方について情報共有を図りました。また、各学校における日本語指導の充実を図るため、参考資料を各学校に提供しました。(指導課)	・日本語ボランティア団体に対し、「日本語文法ハンドブック」など日本語学習支援のためのテキストを貸与します。(市民協働推進課) ・日本語指導連絡協議会等を開催し、実践した内容や資料等について情報共有を図り、今後も、日本語指導教員の指導力向上を図ります。(小中一貫教育指導課)	団体のニーズを調査し、より使いやすい教材を提供していく必要があります。(市民協働推進課)
	指導課 市民協働推進課	2-(2)-4	国際理解講座の実施	児童生徒などの国際理解の促進に努めます。	・市内全小・中学校にALTを配置し、母国の文化や行事・風習等についての理解を深めていき、児童生徒の国際理解促進に努めました。(指導課)	・市内全小・中学校にALTを配置し、母国の文化や行事・風習等についての理解を深めていき、児童生徒の国際理解促進に努めます。(小中一貫教育指導課)	
再掲	市民協働推進課	2-(2)-5	日本語教室の開催情報の提供	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報等を市ホームページなどで周知します。	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報等を市ホームページなどで周知しました。	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報等を市ホームページなどで周知します。	見出しにルビを振ることができない等、ホームページ機能上の制約があります。
再掲	社会教育課 指導課 教育総務課	2-(2)-6	図書館の多文化共生資料の充実	市立図書館や小・中学校の図書室に、日本語学習に関する資料や外国語の書籍等を設置し多文化共生意識の醸成に努めます。	・八幡図書館、八条図書館にて、6月に「世界の絶景」、11月に「ファッション」と題して、外国の風景や文化を紹介する資料の展示を行いました。(社会教育課) ・小・中学校の図書室に、国際理解教育に関する資料や外国語の書籍等を設置し、多文化共生意識の醸成に努めました。(指導課)	・八幡図書館では、10月に「世界の料理」について特集展示を行い、八条図書館では、10月または11月に外国の文化や文学にまつわる特集展示を行います。(社会教育課) ・小・中学校の図書室に、国際理解教育に関する資料や外国語の書籍等を設置し、多文化共生意識の醸成に努めます。(小中一貫教育指導課)	・学校図書の充実が図れるよう、各学校の要望に応じた予算要求を行っていく必要があります。(教育総務課)

担当課	施策2	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
指導課	2-(2)-7	市内小・中学校への外国人語学指導助手（ALT）等の配置	市内小・中学校に外国人指導助手を配置し、国際理解を促進します。	令和5年度は市内小・中学校に計7名の外国人指導助手（ALT）を配置しました。	外国人指導助手（ALT）の増員に努め、国際理解教育の一層の充実を図っていきます。	小学校3年生から外国語活動が始まり小学校5・6年生では英語が教科化されています。また、新設校の開校も予定されており、現在の語学指導助手（ALT）の配置人数では対応が困難です。
指導課	2-(2)-8	海外への中学生派遣	外国の歴史や文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養います。	新型コロナウイルス感染症防止の観点から「中止」としました。	令和6年度は、中学生の海外派遣（オーストラリア）を実施し、国際理解教育の振興を図ります。	国際理解教育の振興を図るため、海外派遣や他の選択肢も含め、事業内容について検討していきます。
学務課	2-(2)-9	新たな学習機会の提供	希望する外国籍住民等に対し川口市立芝西中学校（夜間中学校）への進学を支援します。	希望する外国籍住民等に対し川口市立芝西中学校（夜間中学校）への進学を支援しました。	希望する外国籍住民等に対し川口市立芝西中学校（夜間中学校）への進学を支援します。	川口市立芝西中学校（夜間中学校）への入学については、川口市が判断する旨を希望者に伝える必要があります。

(3) 就労の支援

担当課	施策2	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
商工観光課 関係機関	2-(3)-1	外国人市民の就業等に関する意識啓発	事業主等に外国人市民の雇用に関する留意点や就労環境の整備などについての意識啓発を図ります。	・外国人在留支援センターの相談窓口案内のチラシを窓口に配架しました。(商工観光課)	・外国人在留支援センターの相談窓口案内のチラシを窓口に配架します。(商工観光課)	
商工観光課 関係機関	2-(3)-2	関係機関との連携による就業支援や情報提供の充実	ハローワーク等と連携し就労などに関する情報の提供に努めます。	・ハローワークが公開している求人情報を市内公共施設や840情報コーナーに配架しました。(商工観光課)	・ハローワークが公開している求人情報を市内公共施設や840情報コーナーに配架します。(商工観光課)	

(4) 安全・安心の支援

担当課	施策2	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
交通防犯課	2-(4)-1	交通安全や防犯における意識啓発	交通安全や防犯に関する資料の多言語化に努めます。	自転車運転者講習制度の周知に際し、多言語表記のチラシを配布した。	引き続き交通安全や防犯に関する資料の多言語化に努める。	多言語の併記により、伝えるべき情報を記載するスペースが限られる。
危機管理防災課	2-(4)-2	防災情報の多言語化	多言語版「八潮市洪水地震ハザードマップ」の周知など、多言語による防災情報の提供に努めます。	ホームページにて日本語のほか、英語・中国語・ベトナム語版ハザードマップを公開しており、出前講座や自主防災組織研修会などの場を活用し、その周知に努めました。八潮市外国人市民のためのくらしのガイドブックを通じて、災害に関する情報の周知を継続しています。	多言語版ハザードマップによる防災情報の提供を継続することとし、総合防災訓練や出前講座など、さまざまな機会を捉えその周知に努めます。	災害による被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」が重要であり、多言語版ハザードマップによりその周知に努めているが、言語や習慣が異なる外国人住民に対し、「共助」の重要性について更なる周知に努める必要があります。
危機管理防災課	2-(4)-3	外国人市民も参加しやすい防災訓練の情報提供と実施	外国人市民も参加しやすい防災訓練の情報提供と実施に努めます。	令和5年11月19日に実施した総合防災訓練については、12ヶ国語が標記される市ホームページを使用して周知するとともに、窓口で問い合わせがあった場合を想定し、ポケットークが借用できる部署について、課内で共有しました。	市ホームページ等による情報提供については継続することとし、さらなる情報提供の方法について検討します。また、外国人市民が参加できる訓練内容及び訓練種目について検討します。	外国人市民の防災意識の高揚が課題となっており、総合防災訓練をその機会として活用することは非常に有効であると考えます。今後は訓練内容や訓練種目、実施方法などについて検討が必要と思われます。
危機管理防災課	2-(4)-4	避難所運営における情報ツールの活用	避難所等で外国人市民と円滑なコミュニケーションがとれるよう「外国人避難者用質問票」などを配置し活用します。	令和5年6月2日に開設した避難所への避難者については、日本人と同伴で避難した外国人はいたものの、外国人単身での避難者はいなかったため、「外国人避難者用質問票」は活用しませんでした。	避難所等において外国人市民と円滑なコミュニケーションがとれるよう「外国人避難者用質問票」を活用し、コミュニケーションを図ります。	避難生活の長期化により、言語や生活習慣の違いから外国人市民と他の避難者間でトラブルに発展することが想定されます。このため、避難所における外国人市民との意思疎通はこれまで以上に重要になるものと考えられ、ICTを活用した新たな情報ツールの活用などについても今後検討が必要になるものと考えます。
危機管理防災課 関係課	2-(4)-5	災害時における外国人市民への支援	災害時には、災害情報の提供や相談窓口の設置など、地域防災計画に基づき外国人市民への支援を行います。	・多言語翻訳機能のある市ホームページを通じて、災害情報の発信を行いました。また、避難所を長期で開設する程の災害が発生しておらず、外国人市民の相談窓口の開設はありませんでした。（危機管理防災課）	・平時から関係各課との連携を図り、災害発生時における迅速な情報提供体制の構築と迅速な相談窓口の開設に努めます。（危機管理防災課）	・発災から通訳ボランティア等による支援が本格化するまでの間、外国人市民への支援は、市の災害対策本部要配慮者支援班をはじめ、避難所運営に従事する自主防災組織や被災住民などが担うこととなります。このため、外国人市民との意思疎通を円滑に行う手法などが課題です。（危機管理防災課）
交通防犯課	2-(4)-6	公共交通における多言語化	バス停などの多言語表示に努めます。	実施なし	バス停などの多言語表示に努める。	バス停を設置するバス会社と調整が必要である。

施策の柱3 多文化共生の地域づくり

1. 多文化共生の意識啓発

(1) 人権を尊重する社会づくり

担当課	施策3	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
人権・男女共同参画課 社会教育課	1-(1)-1	ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発	差別や偏見をなくすため、ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発をします。	<ul style="list-style-type: none"> 法務省が作成した、差別や偏見をなくすためのヘイトスピーチの解消に向けたチラシを市役所の人権啓発コーナーに配架するとともに、市内公共施設にポスターを掲示して、市民への周知及び人権意識の高揚を図った。(人権・男女共同参画課) 人権に関する研修・講座を開催し、ヘイトスピーチを含めた差別や偏見をなくすための教育・啓発を行いました。(社会教育課) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等から、ヘイトスピーチに関するポスター、チラシの掲出依頼があった際には、市役所の人権啓発コーナーに配架及び市内公共施設に掲示して、市民への周知及び人権意識の高揚に努める。(人権・男女共同参画課) 人権に関する研修・講座を開催し、ヘイトスピーチを含めた差別や偏見をなくすための教育・啓発を行います。(社会教育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ヘイトスピーチなど、さまざまな差別や偏見をなくすためには、繰り返し継続して啓発を行うことが重要である。(人権・男女共同参画課) 人権に関する研修・講座を開催するにあたり、状況に応じてオンライン形式で実施するなど、柔軟に対応する必要があります。(社会教育課)
市民協働推進課 関係課	1-(1)-2	協働による情報紙の作成・配布	日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙を協働で作成・配布します。	<ul style="list-style-type: none"> 日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙の内容等について検討を行いました。(市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙を協働で作成・配布します。(市民協働推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な刊行に向けて、協力してくれる外国人人材の確保や題材の研究が必要です。(市民協働推進課)

(2) 多文化共生の社会づくり

	担当課	施策3	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
再掲	市民協働推進課	1-(2)-1	日本語教室等への支援	ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します。	日本語教室等運営助成金を交付するほか、教材等の貸与や日本語教室を開催する施設の確保など、支援を行いました。(日本語教室等運営助成金交付:3団体)	日本語教室等運営助成金を交付するほか、教材等の貸与や日本語教室を開催する施設の確保など、支援を行います。	外国人市民数の増加にともない、ボランティアの養成・確保を行う必要があります。
再掲	市民協働推進課	1-(2)-2	日本語ボランティア養成講座の開催	日本語教室でボランティア活動をしている市民や日本語学習をサポートする人材を養成するため、指導方法などを教える講座を開催します。	日本語ボランティア養成講座を開催し、人材の発掘・養成を行いました。(全4回、延べ参加者数:57名)	・日本語ボランティア団体の発足及び活動を支援します。 ・日本語ボランティア養成講座を開催し、人材の発掘・養成を行います。	受講者を実際のボランティア活動につなげていく必要があります。
	市民協働推進課 社会教育課 関係課	1-(2)-3	イベント等を通じた多文化共生の促進	イベント等を通じて、外国人市民が海外での活動や自国の文化などについて紹介するなど、市民相互の多文化共生意識の醸成を図ります。	・国際交流フェアを開催し、日本人市民と外国人市民の交流を図りました。(市民協働推進課)	・日本人市民と外国人市民の交流会を行い、相互理解を深めていきます。(市民協働推進課)	
再掲	指導課	1-(2)-4	海外への中学生派遣	外国の歴史や文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養います。	新型コロナウイルス感染症防止の観点から「中止」としました。	令和6年度は、中学生の海外派遣(オーストラリア)を実施し、国際理解教育の振興を図ります。	国際理解教育の振興を図るため、海外派遣や他の選択肢も含め、事業内容について検討していきます。
	市民協働推進課 関係課 関係団体	1-(2)-5	多文化共生に関わる団体等の連携・ネットワーク化の推進	多文化共生に関わるボランティアや団体等の連携・ネットワーク化に努めます。	・ボランティア団体と連携し、外国人市民に向けた情報の周知などを行いました。(市民協働推進課)	・ボランティア団体と連携し、外国人市民に向けた情報の周知などを行います。(市民協働推進課)	・ボランティア団体間の情報共有や外国人市民への情報提供などをスムーズに行うため、ボランティア団体同士の連携が重要となります。(市民協働推進課)
再掲	人権・男女共同参画課 社会教育課	1-(2)-6	ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発	差別や偏見をなくすため、ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発をします。	・法務省が作成した、差別や偏見をなくすためのヘイトスピーチの解消に向けたチラシを市役所の人権啓発コーナーに配架するとともに、市内公共施設にポスターを掲示して、市民への周知及び人権意識の高揚を図った。(人権・男女共同参画課) ・人権に関する研修・講座を開催し、ヘイトスピーチを含めた差別や偏見をなくすための教育・啓発を行いました。(社会教育課)	・関係機関等から、ヘイトスピーチに関するポスター、チラシの掲出依頼があった際には、市役所の人権啓発コーナーに配架及び市内公共施設に掲示して、市民への周知及び人権意識の高揚に努める。(人権・男女共同参画課) ・人権に関する研修・講座を開催し、ヘイトスピーチを含めた差別や偏見をなくすための教育・啓発を行います。(社会教育課)	・ヘイトスピーチなど、さまざまな差別や偏見をなくすためには、繰り返し継続して啓発を行うことが重要である。(人権・男女共同参画課) ・人権に関する研修・講座を開催するにあたり、状況に応じてオンライン形式で実施するなど、柔軟に対応する必要があります。(社会教育課)

2. 地域社会への参画

(1) 地域社会への参画促進

	担当課	施策3	事業概要	具体的な取組	令和5年度実施状況	令和6年度以降の実施予定	取組の課題・留意事項など
再掲	市民協働推進課 関係課	2-(1)-1	地域活動への参加促進	外国人市民の町会・自治会活動や、市等が開催するイベントなどへの参加を促進します。	・外国人市民による地域活動への参加を促進するため、多言語による啓発チラシを作成しました。(市民協働推進課)	・啓発チラシを活用し、外国人市民の地域活動への参加促進を図ります。(市民協働推進課)	
再掲	市民協働推進課 社会教育課 関係課	2-(1)-2	イベント等を通じた多文化共生の促進	イベント等を通じて、外国人市民が海外での活動や自国の文化などについて紹介するなど、市民相互の多文化共生意識の醸成を図ります。	・国際交流フェアを開催し、日本人市民と外国人市民の交流を図りました。(市民協働推進課)	・日本人市民と外国人市民の交流会を行い、相互理解を深めていきます。(市民協働推進課)	
再掲	市民協働推進課 関係課	2-(1)-3	協働による情報紙の作成・配布	日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙を協働で作成・配布します。	・日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙の内容等について検討を行いました。(市民協働推進課)	・日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙を協働で作成・配布します。(市民協働推進課)	・定期的な刊行に向けて、協力してくれる外国人材の確保や題材の研究が必要です。(市民協働推進課)